第6回 石狩市風力発電ゾーニング手法検討委員会 議事録

- 〇 日 時 平成31年 2月 13日(水) 13時30分~15時30分
- 場 所 石狩市役所 5 階 第一委員会室
- 議 題 1) ゾーニング計画書(案) について
 - 2) ゾーニングマップ(案) について

○出席者(敬称略)

石狩市風力発電ゾーニング手法検討委員会

委員	員長	菅澤	紀生	副委	員長	髙橋	英明
委	員	白石	悟	委	員	遠井	朗子
委	員	長谷川	理	委	員	藤井	賢彦

事務局 (石狩市)

環境市民部長	新岡	研一郎	環境政策課長	佐々木	大樹
環境保全課長	宮原	和智	環境政策担当主査	加藤	友紀
環境政策担当主事	中村	洸太			

事務局 (株式会社パスコ)

環境技術部主任技師	北野	武司	環境技術部副部長	早坂	竜児
環境技術部事業推進課長	蒲	恒太郎	環境技術部技術一課長	門田	寛
環境技術部技術一課	夫津木	亮介	営業一部札幌支店長	畠山	尚史
営業一部	田尻	洋己			

○ 傍聴者数 14名

【佐々木課長】

定刻でございますので、会議を始めてまいりたいと思います。

本日はお忙しい中、風力発電ゾーニング手法検討委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局の佐々木でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

平成29年度から進めてまいりました、風力発電ゾーニング検討事業につきまして、本日が最後の検討委員会となります。本日は、第4回作業部会及びパブリックコメントを経て修正してまいりました「風力発電ゾーニング計画書(案)」と「風力発電ゾーニングマップ(案)」について、最終確認とご意見を頂戴したいと存じます。

資料確認です。本日の資料は、「議事次第」のほか、「風力発電ゾーニング計画書(案)、計画書の別冊「資料編」、資料1「第4回作業部会 意見の概要と対応方針」、資料2「パブリックコメントの意見と検討結果」となっております。

また、そのほか、第4回各作業部会の「開催結果報告書」につきまして、併せて配布させていただいております。書類の不足等はございませんか。

なお、議事次第では、本日の議題は「ゾーニング計画書(案)について」、それから「ゾーニングマップ(案)について」の二つに分かれていますが、昨年 11 月の第 4 回作業部会における意見、昨年 12 月から今年にかけて実施したパブリックコメントによる意見などを基に、修正した箇所などを中心といたしまして、一括して私の方から説明させていただきます。説明後、ゾーニング計画書(案)とゾーニングマップ(案)の内容を合わせて、ご議論いただければと存じます。

また本日は所用のため、石井委員、松島委員から欠席のご連絡をいただいております。 それでは、ここから先の議事は、菅澤委員長に取り進めていただきたく存じます。どうぞ よろしくお願いいたします。

【菅澤委員長】

それでは、事務局から説明をお願いします。

【佐々木課長】

それでは、早速資料の説明ということで進めてまいりたいと思いますが、計画書(案)の 説明に入ります前に、資料1と資料2について説明をさせていただきます。説明はお手元の 資料を見ながらお聞きいただければと思います。

はじめに資料1です。こちらは昨年11月28日から29日に開催いたしました、各作業部会で出された主な意見とその対応をまとめたものとなっております。

まず1、2ページ、景観・まちづくり・騒音等部会です。主に 11 点の意見をいただき、 それぞれ、ゾーニングにおける考え方をお示しさせていただいたほか、図面の修正、計画書 案の文言の修正などを行うこととしています。 特に、2ページの9番「病院」、「福祉施設」の環境保全エリアを800mから1,200mに拡大することにつきましては、作業部会の当日、会議の席上で確認させていただいたところであります。

次に3ページ、事業性部会です。8点のご意見を踏まえ、図の修正や計画書案の文言の修 正を行っております。

景観・まちづくり・騒音等部会でも意見が出されていますが、本市のゾーニング事業における既存風力発電の取り扱いや、累積的影響の考え方について、3ページの4番に記載してございますとおり、事業性部会では、検討を行った内容や関連項目などについて、計画書(案)に整理して記載することを確認しております。

最後に4ページ、動植物部会です。同じように、7点のご意見を踏まえまして、図の修正や、計画書案の文言の修正を行っております。動植物部会では、4ページ7番にあるように、 鳥類の生息情報が得られなかったエリアを外挿などの手法で推定すべきでは、というご意 見があり、その後の検討の結果、のちほどご説明いたしますが、推定分布図を基に、推定される生息状況に応じたエリアの設定を追加したところでございます。

そのほか、4ページの2番「北海道の条例に基づく、水資源保全地域のレイヤーを追加すること」については、作業部会の当日、確認させていただいたところでございます。

なお、その他の各作業部会の会議内容につきましては、本日、資料として配布している「作業部会開催結果報告書」でご確認いただければと存じます。資料1につきましては以上です。 続きまして、事前送付いたしました「寄せられた意見と検討結果」という資料をご覧ください。本日、傍聴用などでご用意したものでは資料2と示された資料です。こちら第4回作業部会終了後、昨年12月17日(月)から今年1月17日(木)にかけて実施した、ゾーニング計画書(案)等に係る、パブリックコメントに寄せられた意見と検討結果となります。 昨日、関係部局の合議を経て、決定したところです。

意見提出の状況としては、全体で 16 名から 107 件の意見をお寄せいただいております。 意見の傾向としましては、まず騒音・景観・鳥類・動植物、自然との触れ合いの場など、環境アセスに関連するようなご意見が 42 件で約 4 割。次いで、エリアの設定方法やゾーニング計画書の記載内容に関すると考えられるご意見が 38 件で約 3 割強。その他、ご意見・感想など含めまして、27 件、3 割弱となってございます。

それぞれの意見の検討結果としまして、意見に基づき原案を修正、若しくは意見の一部に基づき原案を修正するものが合わせて 13 件。意見を原案に反映しないものが 42 件。既に原案に盛り込まれている、又は原案に盛り込めないが今後参考とするものが合わせて 6 件。その他、ご質問・ご意見として伺うものが 46 件となってございます。

このうち、原案を修正することとした主な内容としましては、計画書案の文言の修正のほか、「景観資源」、「主要な眺望点」及び「自然との触れ合い活動の場」における調整エリアや、環境保全エリアの距離の見直し、「主要な眺望点」の地点追加などとなっています。

また、多かった意見として、市民アンケート結果やヒアリング・意見交換の内容など、詳

細な情報を原案に加えるべきとのご意見がありましたが、それらにつきましては、掲載が可能なものについて、今後作成する計画書別冊の「資料編」に掲載することとしております。

なお、本日資料として委員の皆さまには配布、傍聴の方には閲覧していただけるようご用意させていただいておりますが、こちらの分厚い資料が、計画書の別冊「資料編」となります。ここまでが資料1と資料2の説明となります。

少し説明が長くなりますが、続けてもよろしいですか。

【菅澤委員長】

皆さま、よろしいですか。

それでは、引き続き説明をお願いいたします。

【佐々木課長】

計画書案の方の説明に入っていきます。ただいまご紹介いたしました、作業部会のご意見、 更にはパブリックコメントのご意見などを踏まえた、計画書の最終修正点について、計画書 案に沿って、順にご説明させていただきます。なお、昨年11月の作業部会に提出した計画 書案以降の修正につきましては、図面等を除いて、赤字で表示するようにしています。

まず2ページ捲っていただきまして、目次裏の「用語解説」をご覧ください。パブリックコメント意見を踏まえて、「先行利用者」の定義を明確にするため、用語解説を加えています。なお、この解説は、環境省が昨年3月に公表した「風力発電に係る地方公共団体ゾーニングマニュアル」の用語解説から引用させていただいております。

次に1ページ、「総論」です。本ゾーニング計画書が、1,000kW以上を対象とすること、並びに土地所有者や先行利用者等と調整が済んでいるものではないことを加筆しています。

次に、2ページの図1では「既設及び建設・計画中」の風車を12月1日時点として整理いたしまして、一部修正しています。具体的には図の中ほどからやや下の「株式会社ウイネット石狩3,200kW×7基」という部分が黄色から青色に変更しております。

3ページ、「ゾーニング計画の位置づけ」です。こちらでは図2のフロー図で、「ゾーニング計画」、「環境アセスメント」及び「事業の着手」など、それぞれの主体がわかるような表示に変更するなどしています。

次に、少し飛びまして、8ページをご覧ください。「一次スクリーニングと二次スクリーニング」でございます。こちらはパブリックコメント実施中に、風況等の条件から「事業性の低いエリア」となるエリアの表示方法について、環境省から指摘があったことを受けて見直しをしているものであります。

本市のゾーニングでは、この「事業性の低いエリア」も含め、すべての市域等を「ゾーニングエリア分けの対象から除外しない」こととするため、「環境保全エリア」に加えるとしていましたが、環境省から、本市ゾーニングの事業性エリアの選定条件のうち、特に「風況」等の情報を、他の環境保全情報や社会的要件の情報と同じ扱いにしてしまうことは好まし

くない、また、事業性の最終的な判断は事業者がするので、白地にすべきでは、といった指摘があったものです。

そこで、改めて検討させていただきまして、8ページに赤字で記載しておりますとおり、「一次スクリーニングにおいて、風況や水深等の条件によって「事業性の低いエリア」となった区域については、現時点では風力発電設備の導入は困難と考えられる区域であることを示すため、「環境保全エリア」や「調整エリア」に重ねて表示(網掛け)することとした。」というところでございます。

なお、これまで、「事業性の低いエリア」を一律に「環境保全エリア」として赤色に塗りつぶしていたことから、風況以外の環境配慮情報の重なり度合いの表示が打ち消されると申しますか、上書きされていたことになっていましたが、今回の見直しにより、ゾーニングマップ上で「事業性が低い」という情報とゾーニングを通じて収集した「環境配慮事項の重なり度合い」の両方を確認できるようになったものと考えます。

また、この見直しに伴って、事業性エリアの選定条件としていた、陸域の斜面等の傾斜を示す「傾斜角」が 20°以上の場所や、上空を見上げたときの空の広がりを示す「地上開度」が 75°未満の場所については、「事業性エリア」の選定条件から「環境保全エリア」の選定条件に移行しています。

この見直しに関連しまして、7ページの表1、9ページの図7、12ページのレイヤーー覧表、44ページの留意事項など、これは後ほど確認していただければと思いますが、関連した修正が随所にあるということでございます。

さらに、8ページでは、最後の文章ですが、港湾区域(海域)の表示方法も、この「事業性の低いエリア」と同様、網掛け表示するとしておりまして、そうすることにより、港湾区域というのは基本的にこのゾーニングでは、ゾーン設定をしないとしていたのですが、ゾーニングで収集した環境配慮情報の状況がどうなっているかを確認できるようになったものと考えております。

次に、少し飛びまして、22 ページをご覧ください。「騒音等の環境保全に係るレイヤー」です。こちらは、先ほど紹介しました11月の作業部会の意見、病院・福祉施設等については1,200mまでの範囲を「環境保全エリア」として修正しています。

次に、25ページをご覧ください。「騒音等の累積的影響の考え方」です。こちらも先ほど 資料1の方でご説明しましたが、作業部会の意見を踏まえて、本ゾーニング事業において、 累積的な影響に関して検討を行った内容や関連項目等を整理し、新たにこのページを追加 しています。

次に26ページをご覧ください。「景観・人と自然との触れ合い等の環境保全に係るレイヤー」です。パブリックコメントの意見を踏まえ、風車の見え方の変化に基づく離隔距離の設定の考え方を整理し、一部、距離の見直しを行っています。

具体的には、「圧迫感を受け始める仰角(視角)の距離である800mまでの範囲を「環境保全エリア」、その外側の1,200mまでの範囲を騒音等に関する離隔距離と同じ「調整エリア」

とする。」としていたものを、27ページの表 14「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術 (II) 調査・予測の進め方について」の知見に基づき、「「圧迫感を受けるようになる。」と される距離である周囲 800m までの範囲を「環境保全エリア」、その外側の「景観的にも大きな影響がある (構図を乱す)。」とされる距離である周囲 1,600m までの範囲を「調整エリア」とする。」と修正しています。また、この変更に合わせて、主要な眺望点の周囲の「環境保全エリア」について、1,200m から 1600m の範囲に拡大したところでございます。

次に28ページ、図16「主要な眺望点からの離隔距離」をご覧ください。パブリックコメントなどの意見を踏まえ、黄金山山頂、増毛山道眺望点、川下海浜公園、新送毛トンネル出口(北側)、濃昼山道眺望点を「主要な眺望点」に追加しています。

次に33ページをご覧ください。これも新規ですが、「鳥類調査結果を用いた面的展開(外挿)」についてです。11月の作業部会時点の計画書案では、ここのところは「植生及び動物の生息環境情報」として、衛星画像の判読結果や現地調査結果を踏まえた、植生等と鳥類の生息の関係性を検討したということを記載するだけにとどめていましたが、作業部会の意見を踏まえ、厚田区や浜益区など、環境情報が不足している地域に、現地調査の結果を面的展開する「外挿」により、新たなエリア設定を追加しています。

具体的には、36 ページ図 22 にあるように、10 グループにグループ化した植生図と、37ページ、図 23 の現地調査地点 79 地点の鳥類調査の結果を基に、40ページの 15 種類の鳥の「分布推定図」を作成し、41ページのように重ね合わせ、種類数の多さに応じた面的評価を行い、推定生息数の数に応じて、10点以上を「調整エリア」、15 種の 9割以上となる 13点以上を「環境保全エリア」として設定することとしているものです。

この面的展開によるエリア設定は、42ページ図 27「鳥類等の重要な生息環境(多様性)」 として、掲載しています。

次に 43 ページ、ゾーニングの検討結果をご覧ください。一連の見直しによって、陸域と海域合計で、環境保全エリアは $1,108.2 \, \mathrm{km}^2$ 。これは前回から比べて $27.4 \, \mathrm{km}^2$ 、約 $2.5 \, \mathrm{%}$ の拡大。それから調整エリアAは $599.3 \, \mathrm{km}^2$ 。前回から比べて $9.3 \, \mathrm{km}^2$ 、約 $1.6 \, \mathrm{%}$ の拡大。調整エリアBは $432.0 \, \mathrm{km}^2$ 。 $3.8 \, \mathrm{km}^2$ 、約 $0.9 \, \mathrm{%}$ の縮小。調整エリア Cは $594.3 \, \mathrm{km}^2$ 。前回から比べて $32.6 \, \mathrm{km}^2$ 、約 $5.2 \, \mathrm{%}$ の縮小となっております。

なお、先ほど説明した、「事業性の低いエリア」の表示方法の見直しにより、「傾斜角 20°以上の場所」、それから「地上開度 75°未満の場所」を「環境保全エリア」に移行したことにより、一番下の「事業性エリア」は、前回から比べると 215.6km²、約 9.1%一旦拡大することとなりますが、その上に、改めて「環境保全エリア」、「調整エリア」が再び重なっていくということになります。また、11 月の作業部会時点の計画書案で 0.2 平方キロメートルとなっていた「導入可能エリア」については、ほぼ 0 ということで、図面上も目では見えない、消えているに近い状況になっております。

次に 44 ページをご覧ください。表 17「ゾーニングマップ利用に関する留意事項」です。 作業部会、パブリックコメント等の意見に基づき、それぞれ追加・修正等しています。 まず上から3つ目は、本ゾーニングにおけるシミュレーションは、一定規模の風車を設定していることから、実際の事業計画の検討の際は、実際の風車の騒音レベルや体格を考慮する必要があること。上から6つ目は、先行利用者や地域住民との適切なコミュニケーション、十分な配慮が必要である旨を加筆しております。下から2つ目は、「事業性の低いエリア」の表示方法の見直しに伴って、そのエリアとゾーニングの考え方を留意事項に追加したものであります。一番下は、隣接自治体との境界付近での事業計画の留意事項、さらに、共有共同漁業権海域などの調整に関する留意事項を追加したものでございます。

次に 45 ページ以降、「ゾーニングマップ」です。各種の見直しを反映した、ゾーニングマップとなっております。

50 ページをご覧ください。50 ページも作業部会、パブリックコメントの意見を踏まえて、 文言の修正を行っています。

最後に、少し戻りまして、12 ページをご覧ください。12 から 14 ページの表 5 から 7 が「収集した情報と作成レイヤー」の一覧となります。この一覧表におきましては、各種見直しによるレイヤーの追加や、エリア設定の変更箇所を赤字で示しています。

まず 12 ページの「1-4 傾斜角」、「1-5 地上開度」は、事業性エリアから環境保全エリアに 移行しております。

「1-6 離岸距離 (海岸線からの距離)」は、先ほどの景観等の離隔距離の考え方の整理・ 見直しに伴いまして、調整エリアを沿岸 1,200m から 1,600m に拡大しております。

「2-1 国定公園」も、景観等の見直しに伴って、周囲 1,600m と海域普通地域周囲 3,400m を調整エリアに変更しております。

また、作業部会、パブリックコメントの意見により、「2-9 水資源保全地域」を調整エリアに追加しています。

それから 13 ページにまいりまして、「3-15 船舶通行実態」として、海上保安庁から入手した、AIS (自動船舶識別装置)の年間データの分析をもとに、月 31 隻以上となる、船舶通航の密度が高い海域を「高利用海域」として「環境保全エリア」、月 5 隻から 30 隻の海域を「利用海域」として「調整エリア」に加えています。

「3-17 海岸保全施設」には、法律上、堤防・突堤・護岸等の「海岸保全施設」が設置される「海岸保全区域」のうち、管理者である北海道庁から具体的な地図情報が入手できたエリアについて、新たにレイヤーに加えています。

赤字にするのを失念していますが、「3-19 福祉施設」、「3-20 病院」は先ほどご説明したとおり、離隔距離の拡大をしています。

14 ページです。「5-4 重要種の生息地」としていましたが、その上、5-1 から 5-3 までの「重要種の生息情報」と混同を避けるため、「繁殖地情報」と修正しています。なお、このレイヤーは非公開情報となります。

「5-9 景観資源」、「5-10 主要な眺望点」及び「5-11 自然との触れ合い活動の場」についても、先ほどの景観等の離隔距離の考え方の整理・見直しに伴って、それぞれ修正していま

す。

最後に、先ほど説明した、33ページ「鳥類調査結果を用いた面的展開(外挿)」に基づき、 「6-4 鳥類等の主要な生息環境」のレイヤーとして、「環境保全エリア」、「調整エリア」を それぞれ追加しています。

非常に長くなりましたが、説明は以上でございます。

【菅澤委員長】

ありがとうございました。委員の皆さま、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。 私の方から、長谷川委員に質問ですが、推定で、前回まで白地だったところに鳥類のデータを広げていくという手法が導入されていますが、これは一般的にこのような方法があるということで良いのですか。

【長谷川委員】

そうですね、一般的にと言っても、まだそれほど多くの事例はないと思うので、取り入れていただいたのは非常に前進で、よく頑張っていただいたと思います。ただ、可能性を示して土台を作っていただいたということで、実際には、やれることはこの先にたくさんあると思います。

例えば、希少性などで比重を掛けて、希少種が多いところをより重要なところとする考え 方もありますし、もちろんここでやっているように、種類が多様な場所を重視するというや り方もあろうかと思うのですが、その辺りが、種の多様性を知ろうとするうえでは、扱って いるのが 15 種というのは少なめではあると思います。そして、希少性で比重を掛けていな いというところに、もう一押しということは感じますが、この空白だったところに評価が入 ったことは、非常に前進だと思います。

惜しむらくは、これが最後の会議であるので、この先の更新と展開まで、本日はご提案と 言いますか、感触をお伺いしていきたいと思います。非常に評価はしますが、ここで終わっ てしまうのは少しもの足りないという感想です。

【菅澤委員長】

今後、これがベースとなって、改善の余地があるのではないかと。その機会があるのかということですね。

【長谷川委員】

そうですね、この検討委員会を通して、これまでの事業者のアセスの情報などをもう少し 提供してもらったり、ほかの市民の方が持っている情報など、それこそ、次にほかの情報が 加われば、今は15種しか使えない解析が、もっと使えるようになるかもしれません。非常 に一生懸命、たくさん調査していただいておりますが、それでもデータ量の問題で、解析が どうしても限界があったということだと思うのです。データがもう少し増えれば、更に解析が進むはずなので、次に更に調査ということも考えられますし、まだ使えていない既存のデータが石狩にはありますので、例えば、過去の風力発電事業者などが持っているアセスのデータなどを、何とか一部でも良いので提供してもらい、より良い評価を目指すなど、市民の皆さまが持っているデータを更にご協力いただいて、更に更新するなど、その素地は作っていただけたかと思います。

【菅澤委員長】

ありがとうございます。事務局の方は何かありますか。

【佐々木課長】

今、長谷川先生からあったように、38ページにございますが、この現地調査の結果では、87種の鳥類が確認され、39ページ(3)のとおり、79地点の現地調査のうち、たまたまその場で鳥が見られたという部分を排除するために、その内20地点だけをピックアップしたところ、結果として87種分の15種について、41ページにあるヒートマップを作るというような形となっていて、実質1年半くらい進めてきた、このゾーニングの検討の中では、ここまで何とか辿り着いたということが、事務局としても正直な感想であります。

この先の展開というところにつきましては、技術的な部分もございますので、どこまでそのような更新が適切にできるかという部分も含めまして、我々行政サイドの課題かと考えております。そのような努力や研究は今後も続けていく必要があると思っています。以上でございます。

【菅澤委員長】

専門的な話でしたね。このような方法によって、数学的と言うのでしょうか、推定をしていき、それによって、山の方のエリアが白くなってしまうのはデータがないだけであり、いないわけではないという点をカバーし、色付けすることができたということですね。

あと、大きく変わったところは事業性の部分を網掛けにしたというところですね。環境省の意見として、ここは事業者が事業性を判断するため、環境保全エリアにしないようにしなさいというのは、少し違和感がありまして、やはり風が吹かないところに、このような風車を建てられたら嫌だと言いますか、何らかの環境負荷は当然あるので、事業者が役に立たないものを建てても、それは勝手でしょうということでは、このゾーニングマップとしては意味がないのではないかと思いますので、あまり建てないでほしいという意味で、今まで環境保全エリアとして扱ってきたのですが、その折衷案のような形で、網掛けにして、やはりやめてくださいという意思表示をしたと。そのような意味では、環境省の顔も立てつつ、石狩市の意思も出しているということかと思います。

大きく変わったのはその辺りと、あとは、部会などの意見を採用して、少しずつまた調整

エリアが広がり、その結果、唯一、点としてあった緑がなくなったということですね。 パブリックコメントなどでも、大体消極意見ばかりですが、結局できあがったものが真っ 赤と黄色ということなので、色々なご不満はあるだろうと思いますが、おおよそ意見を発せ られている市民の方向性とは一致したものになったのではないかという印象はあります。 ただし、何度も言うように、許認可権限と結びついているものではないので、あくまでも、 昔で言う要綱のようなもので、建設要綱など、住民と調整してくださいというような、行政 としてのお願いという位置づけなのかという印象を改めて思ったところであります。

ところで、都市計画区域の市街化区域などの設定は、旧石狩市は設定されていますよね。 ほかの地域はどうなっていますか。

【佐々木課長】

厚田、浜益はないです。都市計画の線引きは、旧石狩市だけです。旧石狩市は全部都市計画区域内です。

【菅澤委員長】

最終的にも、この許認可と関わりがない状態となっていますが、考えられるとしたら地区 計画です。かなりハードルは高いですが、都市計画区域であれば、地区計画というものを、 住民発案で作って、これには相当の人数がいりますが、このようなことはやらないでくださ いということを都市計画に含めることは可能ではないかと。参考情報として出しておきま す。

行政としてはそれを都市計画に結びつけることは、今回はしておりませんが、住民の皆さまからは相当、消極意見が多く、このゾーニングマップが不十分だというご批判もあるようで、本格的にできる、できないというところに絡めるとしたら、都市計画法の土地計画が旧石狩市街であれば可能かもしれないというのが、私の知識の片隅にありますので、情報提供しておきます。

【長谷川委員】

率直にお伺いしたいのですが、導入可能エリアがなくなってしまいましたが、僕はどちらかと言うと、風力発電には否定的と言いますか、懸念する立場なので、なくなってしまっても構わないのですが、これは環境省の事業としては構わないのでしょうか。

【佐々木課長】

10 月には視察にも来られていましたが、議論の進捗状況は逐次報告しているので、それに対してどうこうということは、基本的にはないのではないかと思います。それから、私の率直な感想としましても、64 レイヤーを重ね合わせていくと、このようになると言いますか、それが逆に実際の姿なのではないかと思います。導入可能ですという場所は、そうそう

ないのではないかと思います。

ですから、事業者の皆さまが、いかに導入可能エリアで建てるということを考えるというよりは、いかに調整エリアで調整して、合意形成を図っていただくかどうか。それを考えていただくための素材なのではないかというように思っています。

【長谷川委員】

立ち上がったときから、かなり議論として出ていましたが、進め方として、総体的に何%を導入可能エリアにするなど、ある程度どれくらいの面積をというような目標設定をしない限りは、重ねていけばいくだけ色が濃くなるということは、最初から想定されていたことですよね。そのため、この流れで行くと、理論上、このあともレイヤーを増やせば増やすだけ、もっと全部が濃くなっていくのではないかと思います。

佐々木さんがおっしゃったとおりだと思います。どこにしても調整が必要なので、きちんとどの場所であっても、それに応じた調整をしてもらうということかと思うのですが、ただ、一見するとやはりかなり色が一様で、一緒くたに見えてしまうので、ここにマップの意義をどう見出すかについては、難しくなったと思います。当然、賛否はあろうかと思いますが、 濃淡がはっきりしている方が、このような地図化の意義は大きいと思います。

完成図である全部を重ね合わせた図は、どちらかと言うと、かなり色が一様に塗られていて、特に陸地はほぼ同じような感じの色に塗られてしまっていて、その場合に具体的な情報をどのようにこの先利用していくのか。中身はやはり別々だと思うのです。重ね合わせると色が一様になってしまっていますが、地域によってやはり意味合いが違うと思うので、言ってみればそれぞれのレイヤー情報や、それぞれの個別の情報を一体どこまでどのようにして市民なり、次の事業に活用していくのか。その辺りはいかがですか。

【佐々木課長】

一つ、考え方として、まだできていないのですが、今日お配りしました資料編というものがございまして、この中で作成レイヤーというものが、資 9 から資 67 ページまであるのですが、これはそれぞれで色が付いており、この度合いに応じて調整エリアや、環境保全エリアの赤など、色を重ねています。少しアナログなやり方ですが、これを公表する際に、例えば、ホームページなどでも、全部をまとめた重いファイルで公開するのではなく、この自然条件の風況レイヤーはこのようなことで、この地点が黄色になっているなど、そのような部分を PDF で確認できるようなものにするということも一つだと思いますし、さらに、事業者の方で GIS のシステムを使えるのであれば、どのような利用制約と言いますか、そのような立て付けも必要ですが、GIS データ上で公開するということも、相談に応じていくというやり方もあるのではないかと思います。

ただ、誰もが GIS のソフトを使えるわけではないので、そのような方々向けには、先ほど言ったように PDF 版をホームページ上で工夫して公開するということが、一つのやり方で

はないかと思います。

【長谷川委員】

まず一つに、希少種などの情報は除くとして、今回の報告書はそのまま公開されるということですよね。

【佐々木課長】

そうです。

【長谷川委員】

それはもちろん、PDFとして落としても、かなりの分量になるので、読みづらいとはいえ、 全体を見ようと思えば、見ることができるということですね。

今、佐々木さんがおっしゃったのは、例えば、計画書の12ページ、13ページ、14ページ に挙がっているような、各レイヤー情報がホームページなりに載っていて、そこをクリック すれば、そこのレイヤーが1枚ものとして個別にも見られるというようなイメージですか。

【佐々木課長】

はい、そのようなイメージです。

【長谷川委員】

そうすると、この完成版だけではなくて、それぞれの個別の情報も評価できるということですね。

【白石委員】

よろしいですか。これはカーソルを合わせると、そこにどのような制約条件があるかというようなリストが、ぱっと見られるなど、そのようなシステムもあるかと思いました。なかなか作り込むのは大変ですが、風車を建てたいという人が、この中で調整エリアでも調整レベルが少ない黄色の部分を見たときに、何がどうして黄色になっているのか、何が制約になっているのか、地図上で項目が表示できるようなシステムがあれば、利用しやすいのではないかと思います。それから、海外で見たものなどですと、自分でこのように選んでいけば、どんどん色々な項目が追加的に重ねて表示できるというシステムもあります。

【佐々木課長】

今の白石委員のお話につきまして、正直、作業が追い付いていないのですが、WebGIS と連携し、WebGIS 上は最終版のゾーニングマップしか公表できないのですが、合わせて、今言ったような属性情報を右クリックで表示できるようにするなど、検討してみたいと思い

ます。

【長谷川委員】

やり方としては、白石先生がおっしゃったように、石狩市を広く見たときに、どこならどのような条件か、という探し方もあろうかと思いますが、場合によっては、この土地はというように、ある程度場所で決めて、そこの情報をまとめてほしいという場合もあるだろうと思います。そのため、今おっしゃったように、この辺りはどうだろうと言ったときに、そこに掛かってくる情報を得ることができるということがやはり必要ではないかと思います。

【菅澤委員長】

実際に調整できるものはほぼないですよね。あるとすれば、住宅との距離くらいで、それであれば、住民との合意書を取ったり、あるいは漁業の関係であれば、漁組との合意などを取ったりですが、自然や景観などはそもそも誰と調整できるものでもありません。海外のミティゲーションのように、こちらに湿地を作るので、ここは開発しても良いですという制度も、日本では今のところほぼない状態ですので、調整という言葉を使っていますが、調整はほぼ不可能だと思います。

そうなると、やはり図でもこうなっていて、アセスでも、このような鳥がいるため、良くないのではありませんかということが付いて回り、事業者としてそれを強行する可能性は十分あるので、一生懸命進めてマップはできましたが、実際効果としてどうなるかは事業者次第というところはあります。

環境省としては、石狩市には人が少ない割には送電網が発達しているということで、導入の拡大を期待していたのかもしれませんが、住民の意思も結構批判的ですし、市としても、 先ほど佐々木さんからあったように、一つずつ重ねた結果なので、別に恣意的に何かしたわけでもなく、この結果ですということで、あとは事業者がこれをどう見るかというところですよね。

そのため、始まったころは、本当にこんなものができるのだろうかという感じでしたが、何とか形にはなったということですね。これは環境省の事業で、お金も環境省から出たのですよね。今後見直しなさいなどの声もありますが、市として予算付けすることについて、可能性としてはあるのですか。

【佐々木課長】

このゾーニング事業を直接継続するような予算と言いますか、財政措置はなかなか厳しいのですが、せっかく 64 レイヤーに関連して集めた、このような GIS データを今後の業務に生かしていこうというような、小さな予算ではありますが、それは新年度で要求させていただいております。

その中で具体的に言いますと、環境市民部には環境政策課もあれば、自然保護の担当もい

ますし、ごみの担当や市民窓口の部分もありますが、そのようなところで持っているような 業務に GIS を活用するようなことはできないかということを模索することを考えておりま す。そのような中で、先ほどの今後の鳥の調査などを追加するかと言うと、そこまでの予算 はないのですが、今あるデータを何らかの新しい形に活用していくということを検討する ような予算は確保していきたいと思います。

【菅澤委員長】

ありがとうございます。

【遠井委員】

感想で申し訳ないのですが、アンケートやこちらのパブリックコメントなどでも色々とご意見がありましたが、私は全体を通して、市民参加はかなり配慮されていて、市民の個別の要望に対して、これは地図を大きくしてくださいということや、連絡なども含めて、非常に丁寧にされていたという印象を受けました。ですから、報告書にもそうした「市民参加の理念に基づいて」など、一言入れても良いのではないかという気がいたしました。例えば、5ページなどの作業部会の設定等です。その辺りも、間違いなく市民の参加に基づいて、離隔距離を始めとして、重要な項目が大きく修正されていったということもありますので、そのようなところも踏まえて、記載しても良いのではないだろうかと思います。

それから、既往資料等で把握が難しい情報だけでなく、多様な観点からの情報収集を行ったということは言えるので、もし可能であれば、入れても良いのではないかと思いました。

もう一点としては、結果としてほとんど導入ができない、厳しいという印象を受けましたが、皆さまが先ほどからおっしゃっているように、結果である地図の色の問題ではなくて、 やはりこの過程で非常に詳細な情報を集めて、それを蓄積されて、そのノウハウも蓄積されたということは非常に大きな資産になっているのではないかと思います。

現時点での市民の意見は非常に消極的で、ディフェンシブでしたが、30 年後、50 年後、どうなっていくかわかりませんし、特に2020年以降、パリ協定が動き始めると、5年ごとに間違いなく、後戻りはできない政策をやらなくてはいけなくて、今後自然条件だけではなく、政策が大きく変わる可能性は間違いなくあると思います。そのときに、この情報に基づいて、次の10年後、20年後の市民がどのような選択をするかということは、今の時点では、まだ縛ることはできないと思います。エネルギー政策というのは1年、2年で急いで結果が出るというものではありませんので、こうした、今回のゾーニングが、そのときに使える一つの土台となって、10年後、20年後のエネルギー政策の発展というものにつながる。そのための情報を十分ここで、次にアクセスできる状態で、準備していくということが、非常に価値があったのではないかと思います。

それを含めますと、導入促進に対して非常に警戒されているご意見もあったのですが、や はり将来にそのような可能性も開いておくということもあると思いますので、ゾーニング の位置づけなどの文言である3ページなども、もう少し明確にされるとするなら、例えば、 事業計画立案段階前での情報提供とありますが、何を情報提供するのかわかりづらいので、 「事業計画企画立案に先立って、適正な立地及び規模等を検討するための情報提供を行う ことを目的とする」など、入れられると良いのではないかと思います。

それから、留意事項のところも、事業者に対して、この説明図でも環境影響情報を提供する、適切な判断をさせるための資料にするというものがありますので、アセスを軽減するものではなく、アセスは必要ではあるが、関連する情報の提供は行うということを入れても良いのではないかと思いました。おそらく留意事項を見るのは事業者の方で、あれはだめ、これはだめということがありますが、ゾーニングに関わる先ほどのレイヤーを一つずつ見ていけば、すべて一から調べなくても良いという意味では、ある程度、適正な判断をするための基礎にはなっているのではないかと思いますので、そこは入れても良いのではないかという気はしました。

一方、地域住民の配慮が一体何なのかが心配というご意見もありましたので、「地域住民に十分配慮して」の配慮指針が、例えば、市に環境配慮指針などがあるのであれば、そこと関連付けるなど、何でもすべて自由交渉に委ねるのではなくて、当然一定の指針に基づいて配慮してくださいということがわかるような表現にされても良いのではないかと思いました。

少し細かい指摘で申し訳ないのですが、以上です。

【菅澤委員長】

今の話で、5ページの指摘ですが、ここに具体的に何か加筆した方が良いというところがあるということでしょうか。一応4行目の最後に市民参加によりという言葉がありますが、もっと強調すべきということですか。

【遠井委員】

「本市の基本理念に基づいて」など、私どもの学生がお話を伺ったときに、色々な条例に基づいて、そのような理念を重要視しているという話を伺ってきておりましたので、そういったことを踏まえても良いのではないかと思いました。色々語弊もあるかもしれませんが、それが一点。それから、把握が難しい情報だけでなく、多様な観点からの情報収集ということを入れても良いのではないかと思いました。例えば、アセスには載らないような質的な情報も配慮されているということも良いのではないかと思います。

本当に細かいことですので、必ずやってくださいというわけではないです。

【佐々木課長】

この業務を進めるに当たって、市民参加手続きなどの中でも、このような有識者の会議と 合わせて、パブリックコメント手続きなどを併用した方が良いというような部分もありま したので、そこに則ってやってきているので、その辺りについて、少し書き込める部分があれば、追加することを考えていきたいと思います。

把握が難しい情報に加えて、多様な観点からの情報収集に努めたということはまさにおっしゃるとおりで、アセスでなかなか光が当たらないような部分も調べたということは、書いておくよう、考えていきたいと思います。

【菅澤委員長】

よろしいでしょうか。どうぞ。

【藤井委員】

では、まずパブリックコメントについて、私はほかのところでも委員をさせていただいて おりますが、パブリックコメント意見が増えると、これほど丁寧な対応と言いますか、出し た人からすると、反映されていないなど色々あるかもしれませんが、これは行政の人が、か なり時間を使って対応したと思うのです。その辺りは大変だっただろうと思います。

ちらちら見ていると、やはり始まったときに全く想定していなかった震災ですよね。停電 が起きて、それに対してエネルギーをどうするか。分散型にした方が良いという意見が結構 多い中で、逆の意見が出ていて、私は興味深いと思ったのですが、要は先ほど4階の食堂で 外を見ながら食事をしていて、風車と送電網が見えるわけです。飛行機の衝突を防止するた めに電気を点けていますが、それがまた環境負荷、邪魔という意見もありました。ですが、 結局風車を建てれば、電気を自家消費するわけではないので、送電線も増えます。自分のと ころで電気を蓄えるなど、そのような使い方をしたり、あるいは、現時点で、喫緊で必要な のは熱ですから、少し電気を熱に替えたり、そのようなところで、割りと分散型という方向 は、一つのリスク分散としては良いのではないかと思います。ですが、今後これは、今も昔 も私はどちらかと言うと再生可能エネルギー推進派ですが、先ほど遠井委員からもありま したとおり、パリ協定をどうするかということは今後の政権がどうなるかということとも 絡むと思いますが、だんだん二酸化炭素を減らすという便益だけでは、再生可能エネルギー の導入ということは難しくなっているのが現状だと思います。そのため、骨太の導入をして いかないと、事業性も成り立たないわけです。ですから、そのような骨太の導入を行うため の一つとしては、地元でそれをどう考えるかということですが、やはり地元の雇用を増やす など、そのようなところがおそらく事業性と絡んで、受け入れるか、受け入れないかという 地元の判断になると思います。

パリ協定はもちろんありますが、そのようなプラスアルファの骨太な導入をできるかどうかが決め手であり、それが今回の事業性という評価の中で、おそらく、鳥がどうということは、向こう数年でころころ変わるようなところだと思うのです。もちろん年々変動などはあるかもしれませんが、それよりも人為的に、数年でエネルギー政策が変わるということです。それからおそらく、人口がどうなるか、まちの作り方がどうなるか、そのようなところ

で大きく変わるので、それに振り回されていたら、事業者は当然事業ができないわけです。 そのような意味で、今回このようなゾーニングを石狩市でやったことは一つの大きな意義 だと、私は評価します。

これは今後、エネルギー同士のリスク対立と言いますか、例えば、僕はやはり風車反対、 原発反対など、私も含めて色々なエネルギーの利用者がエネルギーに反対するからには、エ ネルギー使用を減らしたうえで反対すべきだと根本的に考えているのですが、どのような エネルギーを使うかによってもリスクが変わりますし、このような図を、今度はエネルギー 同士で描いていくなどするときに、おそらく、これが先行事例になると思うのです。ですか ら、ぜひ、この情報を透明化と言いますか、先ほどもおっしゃっていましたが、今どき PDF を開いたら真っ白で見られないなど、そのような稚拙なことをやっている場合ではなくて、 もちろんないと思いますが、そのようなことでは逆に疑われますので、ぜひ、その辺りも留 意していただければ、総合的には私も2年間参加した甲斐があったと思います。

推進する側としては、そのように安直に建てられると、逆に再生可能エネルギー推進派からしても逆効果になりますので、このような合意形成は非常に良いと思います。

【佐々木課長】

関連して、と言いますか、今日お示しした計画書(案)も固まりつつあるのですが、私もここまでの過程で、最初は、先ほどの菅澤委員長のどうなることかと思ったという部分からスタートして、色々な方々から非常に厳しい意見も相当頂きましたが、そのような蓄積も、ずっとホームページ上では公開しておりますし、これは将来的にも消すことがないと思います。事業者さんにはそのような過程を見て、色々と感じ取っていただければと思い、このゾーニングマップ自体は赤ばかりの図面ですが、そこに込められた部分を読み取っていただきたいということが一つの考えであります。

パブリックコメントの意見の中ではそのような部分も含めて、パブリックコメントの原案にしなければ、何とも評価できないというご意見もあり、それもごもっともではあるのですが、いかんせん、限られた時間の中でより多くの方々にご覧いただいて、意見を頂くという部分では、このゾーニング計画書(案)という、最終的には50ページに膨らみましたが、ここで区切ってやってきたということです。ただ、それに留意する、それに関連してきた色々な情報については、可能なものについては今後も公開していきたいと思っています。

【髙橋副委員長】

全体につきましては、委員の皆さまが言っておられたことと同じ感想を持っております。 ただ、私は一応、騒音を専門としておりますので、なかなか皆さまも言いづらいところがあ るかと思いますが、そこについて感想と言いますか、少し述べさせていただきます。

今回ここで、離隔距離等々について、色々と客観的に検討していただいたことについては、 おそらく、騒音等に係る環境行政の考え方を基に作られた環境基準や、昨年出された風力発 電の基準などに準じてと言いますか、その考え方に則って、最大限の条件の下に、客観的に数字を出して、その数字を、今オーソライズされている知見を基に客観的に評価されている形になっていますので、現段階において、最大限に取りうる、最も広いという言い方が良いのかわかりませんが、非常に客観性を持った値ではないかと考えておりますので、ここまでよく踏み込んでやっていただけたと考えているところでございます。

ただし、先ほどから色々と出ていますが、騒音等々については、昨年も新しい知見が出たように、今後も新しい知見が出てくることは十分考えられますので、その辺りにつきましては、当然アセス等々でも対象となっておりますので、その辺りは逐次変わってくると思います。そのような新しい知見をきちんとモニタリングしていくことが必要だと考えております。以上です。

【白石委員】

今回のゾーニングに関しては、陸上の方は相当色々な追加の調査もされましたし、色々な新しい知見も得られてきましたが、洋上については、どちらかと言うとあまり情報も追加されないというような状況です。そのため、将来、本当に洋上に立地があるのかどうかということと、ここのところは完全に調整エリアですので、立地できるかどうかもわからない状況ですが、今後は洋上についても、いわゆる水産業を含めて、どう調整していくか、あるいは海生生物の影響等も含めて、新たな情報というものが今後必要ではないかと思います。

【遠井委員】

できあがったものについては、市民向けの説明会等は特に予定していないとパブリックコメントの方にあったのですが、事業者の方は見方が大体わかると思いますが、一方で住民の人たちは、おそらく見方がわからない人が多く、自分たちの居住区域など、関連しているところがどのように評価されているか全くわからない状態で、調整や協議をするというのは武器対等にならないので、可能であれば、今回の概要だけでも一般の市民の方が理解できるような説明が、例えば、ホームページ上で動画を見れば誰かが説明してくれているなどがあれば良いと思います。確か手話条例で、そのような非常にわかりやすいものを石狩市は出されていたので、あのような形で、詳しいものはもちろん原本を見ないとわからないのですが、ここと、ここと、ここを見れば、このようなことがありますというような、このように見れば良いとわかるようなガイドがあると良いのではないかと思います。

もちろん、検討会や発表会があれば、なお良いと思いますが、そこに行けない方もいらっしゃると思うので、ぜひ手話条例と同じような動画版を作られて、それを見てくださいとできれば、よろしいのではないかと思いました。

【長谷川委員】

細かい質問と言いますか、確認をさせていただきたいと思いますが、今回取られたデータ

は、例えば、鳥類のデータですが、調査データは石狩市さんの方で管理されて、場合によっては、この先事業者がアセスをするときなどに、累積評価をしてもらうために提供するなどといった使い方は可能ですか。

【佐々木課長】

利用の目的によるのではないかと思います。アセスのために風力事業者へというように、 営利目的で行政情報を利用するというと、その辺りのコンプライアンスのようなものはな いだろうかと思っており、そのルールも全然決まっていない状態です。

ただ、考えられることは、研究利用などであれば、利用制約のようなものを出していただいて、利用することはありなのではないかと思います。

【長谷川委員】

石狩市はこれまでずっと風力発電の議論の中で、複数の会社が同じところに風車を造って、個別に評価をしているという問題があったわけですよね。そして、アセスの中で、先行する事業者の調査結果を、後から来た事業者が合わせて累積的評価をするということを提案はするが、なかなかそれは行われてこなかった。ですが、今回のデータに関しては、公的な事業で行われたものなので、市としては、あなたの建設予定区域はこの辺りですが、この周辺にはこのような情報もあるので、もう少し累積的な評価をしなさいというように使う意義はあると思うのです。

ただ、そこには、おっしゃったようにルール作りは必要だと思うのです。ですが、このパスコさんがかなり一生懸命に取ってくれたデータに関しては、かなり貴重な財産だと思います。それはこの先も機会があれば、第三者機関、研究機関などはもちろんとして、使えるようにしていただきたいというのが一つの提案です。

更に細かいですが、今日の取り扱い注意と書かれた大きな資料の資 52 ページや 53 ページ、54 ページなどの辺りですが、アセス書からデータを持ってきていただいていますが、これは提供していただいたものではなくて、おそらく、書籍からですよね。できることならきちんと生データとして提供していただいて、一緒に評価することを望んで、そのような提案をしていましたが、これだけでも結構価値があると思います。この辺りのデータは、この先はもう石狩市で使って良いという位置づけなのでしょうか。この辺りのクレジットと言いますか、その辺りはどうなのでしょうか。

【株式会社パスコ 北野氏】

提供いただくときの条件としてゾーニングで使わせていただきたいという書面でお借り しています。

【長谷川委員】

菅澤さん、その辺りの考え方というのはどうなのでしょうか。これまでも、著作権というものは、それほどまでに情報をクローズドにするものなのかという話がありましたが、先ほど藤井さんもおっしゃっていましたが、公開もしない、ダウンロードもできないということは、ほかのアセスからするとおかしな話だということは、何年も前から言われていて、風力関係だけが、そのように酷くクローズドなデータの出し方をしています。ほかの、例えば、ダムや道路を造る場合も、アセス書は基本的にもっとオープンなものであるため、著作権がそれほどまでにあるのかという話です。

そのような約束の下であれば、公開されているアセス書の情報をせっかく蓄積できたの に、やはりこのデータは使えないものなのでしょうか。

【菅澤委員長】

使うという意味が、どのような意味なのでしょうか。

【長谷川委員】

今回、ゾーニングとしてこのような地図を作っていただいていますが、例えば、来年以降 も更に直接事業を継続する予算は難しいとおっしゃっていますが、研究としてどこかの大 学に、もう一回別の情報と一緒にマッピングをしてもらうなど、そのような場合にマップの 中のレイヤー情報をもう一回使うなどといったことです。

【菅澤委員長】

これ自体はもう行政情報になったわけですよね。ですから、研究のためにこれを使うことは、何の著作権法上の問題もないです。著作権とは、これを改変したり、勝手に売ったり、公表したりというときの問題であって、研究で引用する分には全然問題ありません。ですから、今までアセス情報をクローズドにすることは、著作権という問題ではなくて、事業競争情報といって、行政には出すが、こちらがお金を掛けて作ったものを、競合他社に勝手にフリーライドされたら困るため、公開しないでくださいというような類のものだと思います。そのため、今、これに使えますというように許諾を受けて、行政情報になっている以上はこのデータ自体を使うことは問題ないのではないですかね。

【佐々木課長】

ただ、長谷川先生のイメージは、例えば、53 ページでいきますと、飛翔データの詳細な 軌跡を座標的に持っているという、そこの話ですよね。

【長谷川委員】

そうですね。例えば、このレイヤーに載っている情報を、別の解析に使えるのかというと

ころです。

【佐々木課長】

次年度以降、先ほど私が申し上げたように、ゾーニングの結果、その情報を次のステージで活用したいというときに、そのまま二次利用することは可能ですかということを、アセス書の提供元に確認が必要なのではないかと考えますが、そこは検討の余地があるかと思います。

【菅澤委員長】

確認ですが、53ページの図自体は行政情報なのですか。

【佐々木課長】

この図は紐解くと、GIS 情報としては相当緻密な位置情報となっています。

【株式会社パスコ 北野氏】

線一本、点一つが、全部生物名と紐付けられていて、位置情報を持っているデータとなっています。

【藤井委員】

私は、この表の取り扱い注意という文字を見て、要は絶滅危惧種がここにいるという情報を、例えば、研究者が正しく使う分には問題ないが、一般の人に渡したら、ほかの人にも渡さないといけないと、法的になったときに、不特定多数の人がそれを使って、希少種をそこに取りに行くなど、そのようなことが危惧されるから、このように書いてあるのかと思ったのですが、そうではないのですか。

【菅澤委員長】

鳥類に関しては、一般的に鳥類のデータなどは公開しないでくださいという配慮が多いですよね。

【藤井委員】

それならば、そこだけマスクを掛けるということではだめなのですか。要は著作権の問題ではなくて、そのような別の観点からこれは使えないということですよね。

【菅澤委員長】

これは取り扱い注意ですが、市民も見られる状態になるわけですよね。

【佐々木課長】

いえ、例えば、105ページの猛禽類飛翔高度別確認位置図などは非公開です。

【株式会社パスコ 北野氏】

種と場所が特定できる情報は、重要種に関しては基本非公開です。

【菅澤委員長】

ここから更にマスクがされるということですね。

【佐々木課長】

そうです。

【株式会社パスコ 北野氏】

生物の保全上、その予定です。

【佐々木課長】

アセスでも、公開版と非公開版と分けてやっていますように、この取り扱い注意、非公開 情報というものは、藤井委員のおっしゃるとおりの観点です。

先ほど議論になったのは、この元々のアセスの調査を、事業費を掛けてやったところから、 今回ゾーニングの検討のために使いますと言い、提供していただいたときに、細かい細部の データをまた次の目的で使うことまでは良しとしていただいたかどうかというところで、 そこは確認がいるのではないかと思ったところです。

【藤井委員】

そこの先の情報が、この委員会は今日終わるのでわからないですよね。委員としては、そこまで責任を持つ必要があるのではないかと、私は思ったのですが、そういうことではないのでしょうか。これにより、また変な火種になるのではないかと懸念されます。つまり、アセスの透明性は最大限に担保されるべきであるのに、一方で環境保全ということで、それにむしろ矛盾するような情報の出し方というのは、現に慎むべきですよね。それが両立できない状況で、ぽんと出されて、これはユーザーの責任においてではなく、やはり出す方に責任が生じると思うのです。これはそれほど時間を掛けて議論することではなく、白黒付きそうなものだと思います。

例えば、これ一冊、このままではどう取り扱って良いかよくわかりません。ですから、これは法的にこうなのだと、法的にと言っても、全部法的なのですが、生態系保全の観点からこうだ、透明性の観点からこうだ、などといったその辺りのことを、レイヤーを重ねて、最後に使える情報だけ出すということなどにした方が良いのではないでしょうか。

【佐々木課長】

整理しますが、まずこのレイヤーの図面となっている PDF は、ワシタカなどの猛禽類などの部分を除いたものについては公開できると思います。飛翔図については、これだけであれば、種と場所はわからないので、重要種の政策上、これはぎりぎりかもしれませんが、最初にアセス事業者にお願いした部分ですので、この絵面だけ出すことは良いと思います。例えば、53 ページの図は絵になっていますので、これから飛翔ルートが何の鳥で、どのような高度で、具体的に座標でここからここまで移動したなどの情報は読み取れないので、それは良いと思うのです。

ただ、長谷川先生が先ほど言ったのは、そのような情報を次のアセス事業に使うかというようなことですよね。そうなるとまた少しニュアンスが変わって、データか図面かという違いがあったので、そこは確認が必要かと思ったのが一点目。

それから、藤井先生のアセスの透明性の話は、過去にそのような準備書を公開しているが、 特定のパソコンの仕様や動作環境で見られたり、見られなかったりということは、そもそも どうなのかということで、そこはゾーニングとは別ですが、私もきちんとしてくださいと言 ったこともありますし、そこは大事なことだと思っています。ゾーニングとはまた別で、事 業者の姿勢ということで、それは引き続き求めていきたいと思っています。

そのような部分で、この図書自体は原則として公開していくのですが、このデータを次に、 更に利用するということについては、今日、この場では、何としても使えるように事業者に 言いますとまでは言えないので、確認させていただくということです。

【藤井委員】

取り扱い注意と書いてあるということは、つまり、この冊子には出せない情報が多分にあるということですよね。その区別が僕にはつかないのです。

【株式会社パスコ 北野氏】

例えば、152ページ。これはクマタカですが、ある特定の重要種を確認した場所です。やはり営巣などの写真を撮りたいということで、そうした鳥を好きな方が不用意に近寄ることで、繁殖を失敗するという事例が全国にもたくさんあり、そのようなことを避ける意味でも、このような位置と種を特定できる情報は出さないようにと、環境省の方でも指導しています。ですから、こういった重要種の場所が特定できる図面や、表の中でも地点にまで紐付けされていて、場所がわかる情報は、マスクを掛けた状態で公開させていただきます。

【佐々木課長】

今日の段階で、今言った 152 ページのようなものも含めて、一旦、皆さまにお見せして、 傍聴の方にも閲覧していただきますので、ざっくりですが、全体的に取り扱い注意情報を含むというようにさせていただいております。ただ、今後これを公表するときには、今言った ように、152ページの図はマスク、白いオートシェイプを置いてやるのか、その部分を削除するのか、いずれかの方法で、この表紙の赤い取り扱い注意という字は削除して出すということです。

【藤井委員】

その判断は大丈夫です。僕は、例えば、この図を出されて、マスクを掛けるものか、掛けないものか答えなさいと言われると答えられないということです。

【株式会社パスコ 北野氏】

通常の環境影響評価書や環境省の報告書などの場合、パターンがありますので、それに合わせたいと思います。

【藤井委員】

全部マスクが掛かったら、また同じことですが、そのようなことにはならないですか。

【佐々木課長】

そのようにはならないです。

【藤井委員】

わかりました。どうもありがとうございます。

【遠井委員】

すみません。今の話で、私もよくわからなくなってきたのですが、一般に公開する情報と、それから、例えば、事業者から問い合わせがあって、これからアセスをしたいからという場合とでは、公開される情報の量や質は違うということでしょうか。一般の方向けに、このような希少種情報を公開しないということについては、環境省の方針もあるとわかっていますが、例えば、実際に事業を検討したいという人が来たときに、ゾーニング結果をアセスに先立って、事業者に情報提供するということは書いてあるのですが、どのような情報が提供されるのかということが、少しわからないです。

事業者にしてみれば、今回のゾーニング事業で得られた情報を提供してもらえれば、アセスの軽減とまではいかなくても、立地場所の当たりをつけることができるというメリットがあります。また、例えば、累積的影響評価については、ここでは離隔距離の話が出てきましたが、実際に建てるときには、双方が情報を共有しないと事業ができないということになると思うので、そのような部分で自分の保有する情報を提供する代わりに、他人の情報を得ることができるというメリットがあると思います。その観点から言うとゾーニングで得た情報は、どの程度提供できるのでしょうか。

【佐々木課長】

それも個々のケースに応じて、利用の目的や利用申請される方、相談に来られる方の状況に寄るのではないかと思います。例えば、市民の方と、これからこの地区で風力発電をやりたいという事業者で、出す情報がイコールかと言うと、そうではない可能性もあると思います。市民の方でも、極端な話で、もちろん全員ではありませんが、悪意でクマタカの生息地を知りたいという人が、先ほど言ったように営巣地に近づいたり、また転売など、そのように利用されないとも限りませんので、そこはやはり、一般に出す情報と、アセスに掛かろうという事業者に出す情報とは差があると考えられます。

もちろん事業者だから一律に何でも情報を出すつもりもありませんし、実際に事業計画の熟度を聞いたうえで、どのように利用するのかと、それから出典元から、そのような了解が取れるのか、その辺りの要素から複合的に判断する必要があるのではないかと思います。

【遠井委員】

そのときは、先ほど長谷川委員がおっしゃっていた、知的財産権の問題と言いますか、著作権の問題は大丈夫なのでしょうか。

事業者からアセスをしたいと問い合わせがあったときに、大学の研究機関が使うことは問題ないのではないかという話でしたが、そのような他の事業者が、こちらのレイヤーの情報をください、事前に見せてくださいと言ってきた場合に、これは見せることができるのでしょうか。先ほどの話では、そこの問題は一応クリアされたのかどうか不明だったと思いますが、どうでしょうか。

【佐々木課長】

そこは端的に答えから言いますと未定ですが、アセス図書を6冊借りて、このゾーニング 計画を作るためにその情報を使わせてほしいとお願いし、そこは了解を得ています。ただ、 それを今後、実際にその詳細な GIS 情報を、次のアセスをやろうとしている事業者に提供し て良いかどうかということは、自分としては確認が必要だろうと思っているので、そこは未 定です。

【株式会社パスコ 北野氏】

そのほかに使っている情報は、この中に全て出典等を入れさせていただいていますが、一般的に誰でも入手できるものが基本ですので、問題ないと思います。

【遠井委員】

アンケート結果や既存情報などは、誰でもアクセスできるということですね。

【株式会社パスコ 北野氏】

ただやはり利用目的等によると思いますので、例えば、環境省のデータベースも一般の人が見られるものと、申請して登録された者だけがアクセスできるデータというものがはっきりと分かれていますので、そのような公開の仕方もあるのではないかと思います。

【菅澤委員長】

すみません、遠井先生、情報公開法の非開示要件というものが三つ、四つありますよね。 先ほどの事業競争情報や、プライバシー、行政機関との意思形成、行政機関との連携など、 そのように限定されているのですが、今の鳥に関する希少種の情報を開示しないというこ とは、どのように開示しないのだろうかと思ったのですが、どうでしょう。

【遠井委員】

法的には根拠がないと思います。

【菅澤委員長】

ないですよね。

【遠井委員】

はい。それはあくまでも慣行によるものであるため、同僚の先生などは、他国ではそのような縛りはないと言っています。あとアセスに関しては、ご存知と思いますが、最高裁の判例などで、一般の著作物ではないので、原則公開されるものということは言われているので、それほど厳しい縛りはないはずです。

【菅澤委員長】

そうですよね。

【遠井委員】

それから、元データであれば、そもそもそれには著作権は設定されていないはずなので、 元データを頂いているのであれば、本来は自由に使えるはずです。

【菅澤委員長】

電磁的記録を石狩市が持っているので、情報公開請求されると、出すしかないのではないかと思います。

【佐々木課長】

いえ、電磁的なデータではないのです。アセス書という紙媒体から情報を起こしているの

です。

【菅澤委員長】

情報を起こして、そのデータは石狩市には納入されていないということですか。

【佐々木課長】

起こしたものは納入されます。

【菅澤委員長】

されたら、それは石狩市が保有している電磁的記録で、情報公開請求されるのではないでしょうか。

【長谷川委員】

そう思います。印刷されている書籍から起こしたのはパスコさんなどが手を動かしてやってくれたものなので、デジタルの生のデータはもらえなかったが、一生懸命辿って情報を起こしたもの自体はもう石狩市の情報なのではないかと思いますが、どうなのでしょうか。

【佐々木課長】

そこは確認させていただくということで、お願いします。

【菅澤委員長】

環境省の運用自体が情報公開法からするとやや危ういような気がします。

【佐々木課長】

すみません。反論するようになってしまいますが、猛禽類の飛翔ルートなどが非公開ということは、アセスの世界では定説で、なぜかと言うと、先ほど言ったように希少種の保全上必要と考えられるからです。

【菅澤委員長】

合理性はあるのですが、条例の何条に基づいて情報の公開を控えるのですかということです。

【遠井委員】

逆に、保護活動をしている市民の方が情報にアクセスできないのは、不平等ではないかという意見も法律家の中にはおそらくありますので、慣行としてそうなっているということは了解しているのですが。

【佐々木課長】

慣行なのですかね。

【菅澤委員長】

いえ、それは環境省の通達か何かによって、石狩市もそれに従っているのだと思いますが、 条例には非開示要件というものがあるのです。

【佐々木課長】

情報公開法ですか。それとも情報公開条例でしょうか。

【菅澤委員長】

どれかに掛けられれば良いのですが、掛けられないのではないかという感じがしています。

しかも、紙だろうと、電磁的記録だろうと基本は全部開示ですので。

【遠井委員】

将来的には全部を開示して、市民も全部にアクセスできるようになる方が健全だと、私も 個人的には思うのですが、今時点で、そのような社会的コンセンサスがないのであれば、一 定程度、段階をつけての公開ということが、当面はあるのかもしれません。

【菅澤委員長】

開示してくださいと言っているわけではなく、環境省の通達に従った方が、石狩市として は良いと思います。ただし、長谷川さんは、いや絶対に情報を取ると言って、訴訟をした場 合には開示となるかもしれません。

【長谷川委員】

いや、僕は希少種の情報がということではありませんので、むしろどちらかと言うと慣例 だったのかと新鮮な思いです。

【菅澤委員長】

僕も、情報公開法を見て、あるいは石狩市の条例を見ているわけではありませんが、大体 類型があって、類型に当て嵌らなさそうですよねという話を遠井先生としていたところで、 情報を出してくださいと言っているわけではなくて、危ういかもしれないという話でした。 ただ、出す、出さないは、第一次的には石狩市の行政判断、裁量がありますから、その合 理性を持って、まずは不開示ということも、それはそれで良いと思います。ただ、争われた 場合には開示となる可能性がある。そのような感じかと思います。

【遠井委員】

そのような判例は今でもないですが。

【長谷川委員】

特にこれまでやられている事業者のアセスデータを、せっかくだからもっと使えるようにというのが希望で、注文をつけるようになってしまいましたが、逆に言うと、その情報だけでも取り入れてもらっていることは非常に重要なことだと思います。希望としては、もっと交渉して、生データで提出してもらい、直接一緒にということができればと、そこまで期待していたところではありますが、それでもアセス書から、このようにデータを今回のゾーニングの中に取り入れてくれたということは、今回のゾーニングの中で、非常に重要な売りではあると思いますので、そこも強調と言いますか、アピールしてもらって良いのではないかと思っています。

せっかく取り入れたので、できることならこの先も有効利用を考えてほしいと言いますか、できるだけ使えるように考えてほしいということですが、今回これを入れていただいた部分に関しては非常に重要なことだと思います。

【菅澤委員長】

ということで、そのデータは提供してくれた事業者に確認が必要という宿題と、あとは藤井先生の話で、どこまで出すのかということは、これはまだ行政の裁量で判断できるので、ここでルールを決めなくても良いのではないかと思います。ただ、なるべく出しましょうということです。ですが、無理して、環境省に逆らってまでは出す必要はないということが、今日の委員会の意見かと思います。

【藤井委員】

希少種の情報の線引きは、まだきちんと決まっていなかったのですね。

【長谷川委員】

ルール的にはおそらくそれほど難しくなく、アセスや一般に環境省などの事業でどうするかは、大体重要種とはどこかのレッドリストに載っているなど、そのように決まっています。重要種を何と呼んでいるかと言うと、北海道の場合は IUCN だったり、環境省だったり、大体国内のレッドリストに挙がっているものは、これは重要種ですよというように、決めてしまえば、その情報は基本的にはフルオープンにはしないというように、それほど線引きは難しくありません。ですので、それが法律的ではなく、慣例だったということは、僕は新鮮に感じました。

【菅澤委員長】

慣例かもしれないという話ですね。それで大丈夫かということがそこのところです。

【長谷川委員】

それに関しては、おそらく石狩市としても、線引きはそれほど難しくないと思います。僕が聞きたかったのはむしろ希少種かどうかではなくて、ほかの事業者が取ったデータ、それが仮に希少種ではなく、一般種だったとしても、使って良いのかということについて関心があったのですが、希少種に関しては、確かにそのような、こじれた場合には、法的な根拠はないのかもしれません。そこまでは僕にはよくわかりません。

【藤井委員】

万が一にも、ここまで保全をしましょうという結果になったにも関わらず、そのデータがあるために、希少種の生息地域にずかずか入り込まれて、保全を阻害するようなことがあったら、もう身も蓋もないと思うので、気になりました。そのようなことはないと思いますが。

【菅澤委員長】

防ぐためには条例を改正してもらうしかないですね。議会の方の案件ですね。

それでは、大元に戻りますが、マップは真っ赤になりましたが、このようなお話がある中で、もう一回パブリックコメント結果をぱらっと見ただけで、再生可能エネルギーが重要だという意見は、一つくらいありましたかね。それ以外はほぼ否定的な意見なので、石狩市として、こうした意見が集まった以上は、最初に言ったことですが、方向性としてはこのようなもので良いのではないかという感じはします。

それでは、これはまだ案の段階ですが、最終的にどうするかということを事務局の方から お願いします。先ほど遠井先生から、このような文言を入れた方が良いのではないかという お話などありましたが、どうするのでしたか。

【佐々木課長】

それに関しましては、検討委員会の開催は今回が最後ということで、遠井先生の意見などで修正した部分につきましては、菅澤委員長の方に、最終案の確認をしていただきたいと思っております。

完成版ができましたら、皆さまのもとにも、それから、作業部会の皆さまのもとにも届くように手配したいと考えています。

【菅澤委員長】

では、この風力発電ゾーニング計画書はこれで以上とします。

【佐々木課長】

その他ということでよろしいですか。

【菅澤委員長】

はい、その他事務局からございましたらお願いします。

【佐々木課長】

確認でございますが、本日の議事録につきましては、記録方法は全文記録で、確認方法は、 管澤委員長、髙橋副委員長の二名にご確認いただくこととさせていただきますので、よろし くお願いいたします。

それでは、先ほど申し上げましたが、最終の確認を委員長にしていただきまして、後日、 確定版をお届けしたいと思います。

それでは、2年にわたり進めてまいりました風力発電ゾーニング検討事業につきましては、これを持ちまして一つの区切りとさせていただきたいと思います。長期間ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

【菅澤委員長】

それでは、以上をもちまして、「第6回風力発電ゾーニング手法検討委員会」を閉会いた します。お疲れさまでした。

平成 3 (年 3 月 2 8 日 議事録確認 石狩市風力発電ゾーニング手法検討委員会 委員長 管ご まして

平成 引 年 3 月 47 日 議事録確認 石狩市風力発電ゾーニング手法検討委員会 副委員長 ステステスト 英 州